

## 基準価額・純資産総額の推移



※参考指数はNASDAQ100指数（配当込み、米ドルベース）です。

|                | 当月末    | 前月末比   |
|----------------|--------|--------|
| 基準価額（分配金込み）（円） | 31,268 | -4,334 |
| 純資産総額（百万円）     | 1,111  | -144   |

## 資産構成

組入比率（％）

|             |       |
|-------------|-------|
| 株式          | 191.2 |
| 現物          | -     |
| 先物          | 191.2 |
| その他資産       | 100.0 |
| 公社債         | 49.3  |
| コール・ローン、その他 | 50.7  |

## 分配実績 | 課税前、1万口当たり

決算年月日 分配金（円）

|           |   |
|-----------|---|
| 2026/1/29 | 0 |
| 2025/1/29 | 0 |
| 2024/1/29 | 0 |
| -         | - |
| -         | - |
| -         | - |
| 設定来合計     | 0 |

## 騰落率（％）

ファンド 参考指数

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 1ヵ月 | -12.17 | -5.59  |
| 3ヵ月 | 2.90   | 3.50   |
| 6ヵ月 | 10.32  | 8.84   |
| 1年  | 28.13  | 20.95  |
| 3年  | 108.89 | 81.26  |
| 5年  | -      | -      |
| 設定来 | 212.68 | 126.77 |

基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。| 基準価額は分配金（課税前）を再投資したものとして計算しており、分配金があった場合は実際の基準価額とは異なります。また、実際のファンドにおいては、課税の条件によってお客様ごとに値は異なります。| 参考指数は現地3/28終値を10,000として指数化したものです。| 上記実績は過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。| 月中に分配があった場合の基準日の基準価額は、分配金込みです。| 資産構成比率は純資産総額に対する比率です。また、コール・ローン等、その他には未収金、未払金等が含まれます。| 運用状況によっては、分配金が変わる場合、あるいは支払われない場合があります。| 参考指数の設定来騰落率は、3/28終値を基準として算出しております。

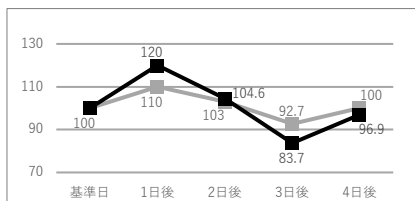
## 基準価額の値動きについて

基準価額の値動きが株式市場の値動きの2倍程度となるのは前日と比較した場合であり、2日以上離れた日との比較では通常2倍程度とはなりません。

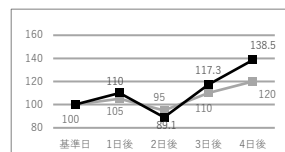
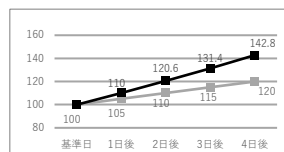
（※株価指数先物の価格の変化に伴い、ファンドの純資産総額に対する株価指数先物取引の買建総額の比率が変化することにより起きます。）

株式市場が上昇・下落を繰り返した場合、基準価額は押し下げられる傾向となります。

したがって、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。



株式市場が上昇・下落を繰り返しながら推移した場合、4日後に市場が100に戻ったとしても、ファンドの投資成果は96.9と、100から劣後しています。



株式市場が上昇を続けた場合と上昇・下落を繰り返しながら上昇した場合（上段）、ならびに、下落を続けた場合と上昇下落を繰り返しながら下落した場合（下段）、いずれにおいても、上昇・下落を繰り返して推移した場合の方が投資成果が劣後しています。

※日々の基準価額の値動きが株式市場の値動きの2倍程度となる運用目標を

達成できた場合を前提としています。

※株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係を説明するための

計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

## ■ファンドの特色等（交付目論見書）

<https://www.ja-asset.co.jp/fund/140854/pdf/koutline140854.pdf>

お申込み・解約・償還、税制に関する事項等については、上記リンク先の「お申込みメモ」および「ファンドの費用と税金」をご覧ください。

## ■運用情報・投資シミュレーション等

<https://toushin-lib.fwg.ne.jp/FdsWeb/FDST030000?isinCd=JP90C000PB50>

## ■マーケット情報

<https://www.ja-asset.co.jp/market/index.html>

## ■設定・運用 販売会社等についてのお問い合わせ

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第372号 / 一般社団法人 資産運用業協会会員

ホームページ | <https://www.ja-asset.co.jp/> フリーダイヤル | 0120-439-244（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等を投資対象とし、株価指数先物取引を主要取引対象とするため、基準価額は変動します。したがって、投資者（受益者）の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- 投資信託は、預貯金と異なります。
- 当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」（一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。当ファンドは、株価指数先物取引の買建玉の時価合計額が投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように買建てを行うため、株式市場が下落（上昇）した場合には、通常のインデックスファンドに比べ当ファンドの基準価額が大きく下落（上昇）する要因となります。）、「為替変動リスク」（組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。）、「目標とする投資成果が達成できないリスク」（当ファンドは、基準価額の値動きが米国株式市場の値動きの2倍程度となる投資成果を目指しますが、主として株式市場と株価指数先物市場の値動きの差、株価指数先物取引の約定価格と終値の差、株価指数先物取引のロールオーバーに伴う限月間の価格差、為替変動による株価指数先物取引の買建ての円換算額と目標とする額との差、設定・解約による運用資金の大幅な増減、取引コスト、信託報酬等の要因から、目標とする投資成果が達成できない場合があります。）などがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じた額です。<br>ご購入時の手数料率の上限は2.2%（税抜2.00%）です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                      |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用（信託報酬） | 毎日、純資産総額に年0.88%（税抜0.80%）を乗じた額を計上します。<br>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。                                                                                                                                                                     |
| その他の費用・手数料   | 以下のその他費用・手数料については、信託財産中から支払われます。<br>・ 監査法人等に支払うファンドの財務諸表の監査に要する費用<br>・ 有価証券売買時の売買委託手数料<br>・ 先物取引・オプション取引等に要する費用<br>・ 資産を外国で保管する場合の費用 等<br>監査費用は毎日計上し、毎計算期間末または信託終了のとき、その他の費用等は都度信託財産中から支払われます。<br>※定期的に見直されるものや運用状況等により変動するものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ご購入の際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

## 留意事項

当資料は、農林中金全連アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）がファンドの情報提供を目的に作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は当社が信頼できると判断したデータ等により作成しましたが、その正確性、完全性等を保証するものではなく、また事前の通知なしに内容を変更する場合があります。投資信託は預貯金や保険商品とは異なり、預金（貯金）保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。ご購入の際は、販売会社よりご提供する投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

当ファンドは、Nasdaq, Inc.およびその関連会社（以下、Nasdaq, Inc.およびその関連会社を「Nasdaq社」といいます。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する説明および開示の正確性または妥当性について認定するものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの受益者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な有価証券投資または当ファンドへの投資の妥当性や、NASDAQ-100 Indexの一般的な株式市況へのパフォーマンスの追跡可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証するものではありません。Nasdaq社と農林中金全連アセットマネジメント株式会社（以下、「ライセンサー」といいます。）との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Indexの登録商標ならびにNasdaq社の一定の商号の使用を許諾すること、ならびにライセンサーまたは当ファンドとは無関係に、Nasdaq社が決定、構築および算出を行うNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。Nasdaq社は、NASDAQ-100 Indexの決定、構成、または算出する際に、ライセンサーまたは当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Nasdaq社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定 もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与していません。Nasdaq社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連して一切の責任を負いません。Nasdaq社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの正確性および中断されていない算出を保証しません。Nasdaq社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、ライセンサー、当ファンドの受益者またはその他のいかなる者もしくは組織が生じた結果について、明示的か黙示的かを問わず、何ら保証するものではありません。Nasdaq社は、明示的か黙示的かを問わず何らの保証も行わず、NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータに関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq社はいかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは必然的損害や損失について、たとえ当該損害等の可能性について通知されていたとしても、何らの責任を負いません。

## 取扱販売会社情報一覧表

※ 販売会社は今後変更となる場合、また、下記以外にもお取り扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、販売会社によっては、新規のお申し込みを停止している場合もあります。  
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 商号                                      | 登録番号等    |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品取引業協会 | 備考 |
|-----------------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|---------------------|----------------------------|----|
| 株式会社SBI証券                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       |                   | ○                   | ○                          |    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                   | ○                   |                            |    |
| 楽天証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                 | ○                   | ○                          |    |
| マネックス証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○                 | ○                   | ○                          |    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                   | ○                   |                            |    |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |                   |                     |                            |    |
| 松井証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○       |                   | ○                   |                            |    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号  | ○       | ○                 | ○                   | ○                          |    |